第４　実習計画の策定及び認定

１　取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、受入機関ごとに別記様式第１号により、農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。

⑴　（略）

⑵　日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項

⑶　在留中の住居の確保に関する事項

⑷　外国人調理師が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項

⑸　日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑹　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑺　外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

⑻　外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑼　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

２　農林水産省は、１の申請があった場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているときは、実習計画を認定することができる。

⑴～⑵　（略）

⑶　日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価について、その実施体制、方法、実施項目等が適切であると認められること。

⑷　日本料理の知識及び技能を修得するための期間を五年以内としていること。

⑸　特定日本料理調理活動を行う外国人調理師の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。

⑹　外国人調理師が、特定日本料理調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

⑺　外国人調理師が取組実施期間中において、取組実施機関、受入機関から保証金などを徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

⑻　取組実施機関が、第８に定める監査を継続的に実施できる能力及び体制を確保していること。

３　（略）

第５　実習計画の変更

１　特定日本料理調理活動において、第４の１に定める申請に係る事項に重要な変更が生じた場合、取組実施機関及び受入機関は共同で、別記様式第３号により農林水産省に速やかに申請し、承認を受けなければならない。

２　農林水産省は、１の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。

３　農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第４号の１により取組実施機関及び受入機関に対し通知するとともに別記様式第４号の２により外国人調理師に対し通知するものとする。

第４　実習計画の策定及び認定

１　取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、受入機関ごとに別記様式第１号により、農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。

⑴　（略）

［新設］

⑵　在留中の住居の確保に関する事項

［新設］

⑶　日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑷　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑸　外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

⑹　外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑺　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

２　農林水産省は、１の申請があった場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているときは、実習計画を認定することができる。

⑴～⑵　（略）

［新設］

⑶　日本料理の知識及び技能を修得するための期間を二年以内としていること。

⑷　特定日本料理調理活動を行う外国人調理師の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。

⑸　外国人調理師が、特定日本料理調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

⑹　外国人調理師が取組実施期間中において、取組実施機関、受入機関から保証金などを徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

⑺　取組実施機関が、第６に定める監査を継続的に実施できる能力及び体制を確保していること。

３　（略）

［新設］